



目次

規 則	ページ
◎高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○保安林の指定予定に係る通知の揭示 (治山林道課)	1
○保安林の指定に係る通知の揭示 (")	1
○基本測量の終了の通知 (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	1
○道路の供用開始 (2件) (")	2
公 告	
○県営土地改良事業に係る換地計画の定め (農業基盤課)	2
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2

規 則

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年2月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第4号

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則(平成12年高知県規則第41号)の一部を次のように改正する。
別表中「、スレート施工」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第103号

平成22年2月9日付け高知県告示第85号で告示した指定予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林に指定する予定の通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成22年2月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - ア 登記簿記載の住所
吾川郡清水村280番屋敷
 - イ 氏名
川村 兼弥
- 保安林に指定する予定の通知の要旨
 - 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町清水上分字平井川1083
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について

高知県告示第104号

平成22年2月4日付け農林水産省告示第274号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容を大豊町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成22年2月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - ア 登記簿記載の住所
長岡郡東本山村立川下名15番地
 - イ 氏名
石川 隆雄
 - ア 登記簿記載の住所
長岡郡東本山村立川下名28番地イ号地
 - イ 氏名
鈴木 常五郎
 - ア 登記簿記載の住所
長岡郡東本山村立川下名87番屋敷
 - イ 氏名
島田 通直
 - ア 登記簿記載の住所
長岡郡東本山村立川下名
 - イ 氏名
石川 和逸
 - ア 登記簿記載の住所
長岡郡東本山村立川下名91番屋敷
 - イ 氏名
今西 直猪
- 保安林に指定する通知の要旨
 - 指定に係る保安林の所在場所

- 長岡郡大豊町立川下名字ヲモウネ1597、1599の4、字クリノカワ1594の2、1596、字ツバキヤマ210、214、219、1627(次の図に示す部分に限る。)、1631の6、1636の1、1636の2、1636の6、1638、1639、立川上名字ウトギヤマ1612から1615まで、字ハエノウシロ1962から1964まで、1971から1974まで
- 指定の目的
水源のかん養
 - 指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第105号

国土交通省国土地理院長から平成21年5月高知県告示第411号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量を平成22年2月9日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

平成22年2月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第106号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成22年2月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年2月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 田村高須
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市介良字天堤甲 93番1	前	5.8 }	11
	後	11.5 }	
		11.6	

高知県告示第107号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成22年2月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年2月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知東インター
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市介良字天堤甲93番1から 高知市介良字野神甲734番1まで	前	19.8	385
		55.4	
高知市介良字天堤甲93番1から 高知市介良字野神甲734番1まで	A	19.8	385
		55.4	
高知市介良字天堤甲93番1	後 B	10.0	7
高知市介良字中村甲755番1から 高知市介良字中村甲754番1まで	C	2.7	118

高知県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年2月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年2月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田村高須
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市介良字天堤甲93番1	11	平成22年2月26日

高知県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年2月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年2月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知東インター
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市介良字天堤甲93番1から 高知市介良字野神甲734番1まで	385	平成22年2月26日
高知市介良字天堤甲93番1	7	平成22年2月26日
高知市介良字中村甲755番1から 高知市介良字中村甲754番1まで	118	平成22年2月26日

公 告

県営土地改良事業芸西2期地区（原池換地区）に係る換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年2月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 換地計画書の写し
 - (2) 現形図及び換地図
- 2 縦覧期間
平成22年2月26日から同年3月29日まで
- 3 縦覧場所

芸西村役場

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成22年2月26日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成21年11月20日 21高都計第402号	南国市上末松字松崎52番地5	高知市愛宕山14番地6 小笠原 涼子